

第22回教育委員会定例会 案件表

○日時

令和2年11月19日(木) 午前10時00分から

○議題

1 議案

- (1) 議案第52号 練馬区立少年自然の家条例施行規則の一部を改正する規則 (資料1)
- (2) 議案第53号 練馬区立学校教育支援センター条例施行規則の一部を改正する規則 (資料2)
- (3) 議案第54号 練馬区立学校設備使用条例施行規則の一部を改正する規則 (資料3)
- (4) 議案第55号 練馬区立青少年館条例施行規則の一部を改正する規則 (資料4)
- (5) 議案第56号 区長の権限に属する事務の補助執行に関する協議について (資料5)

2 陳情

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画(素案)の抜本的見直しを求める陳情〔継続審議〕
- (5) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画(素案)の撤回を求める陳情〔継続審議〕
- (6) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて〔継続審議〕
- (7) 平成27年陳情第6号 情緒障害等通級指導学級での指導の存続と情緒障害児教育の充実・発展を求める陳情〔継続審議〕
- (8) 平成27年陳情第9号 区立小中学校への「学校司書」配置を求める陳情書〔継続審議〕
- (9) 令和元年陳情第3号 大泉第二中学校の教育環境保全に関する陳情〔継続審議〕
- (10) 令和元年陳情第4号 大泉南小学校の教育環境保全に関する陳情〔継続審議〕

3 協議

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕
- (2) 令和2年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

4 報告

- (1) 教育長報告
 - ① その他

5 視察

- (1) 学校教育支援センター
- (2) 学校教育支援センター光が丘第二

議案第 5 2 号

練馬区立少年自然の家条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 2 年 1 1 月 1 9 日

提出者 教育長 河 口 浩

練馬区立少年自然の家条例施行規則の一部を改正する規則

このことについて、別紙のとおり改正するものとする。

練馬区立少年自然の家条例施行規則の一部を改正する規則

練馬区立少年自然の家条例施行規則（昭和60年1月練馬区教育委員会規則第2号）の一部をつぎのように改正する。

別表第3中「後援し、協力し、または協賛する」を「後援する」に改める。

付 則

- 1 この規則は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 練馬区が協力し、または協賛する事業（この規則の施行前に練馬区の協力または協賛名義の使用の承認を申請した事業に限る。）のため、施設等を利用する場合の使用料の減額については、この規則による改正後の練馬区立少年自然の家条例施行規則別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

令和 2 年 11 月 19 日
教育振興部保健給食課

練馬区立少年自然の家条例施行規則の一部を改正する規則

1 改正の理由

練馬区の後援名義等の使用承認事務の明確化等を図るため、練馬区後援名義等使用承認取扱要綱(昭和 58 年 4 月 1 日練総総発第 513 号。以下、「要綱」という。)の一部を改正し、令和 3 年 1 月 1 日付けで施行されることとなった。

「共催」「後援」「協力」「協賛」名義について、「協力」名義を削除するほか、区が援助を行う事業については「後援」名義のみに限定されることに伴い、施設使用料の減免に係る規定の整備が必要となったため、所要の改正を行う。

2 改正の内容

使用料の 5 割減額を適用する規定について、「区が後援し、協力し、または協賛する事業で利用するとき。」を「区が後援する事業で利用するとき。」に改める。(別表関係)

3 施行日

令和 3 年 1 月 1 日。ただし、練馬区が協力し、または協賛する事業(この規則の施行前に練馬区の協力または協賛名義の使用の承認を申請した事業に限る。)のため、施設等を利用する場合の使用料の減額については、この規則による改正後の練馬区立少年自然の家条例施行規則別表第 3 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 新旧対照表

裏面のとおり

5 要綱の主な改正事項の資料

参考資料 2 のとおり

練馬区立少年自然の家条例施行規則新旧対照表（案）

現 行		改 正 案	
本 則 [略]		本 則 [略]	
付 則 [略]		付 則 [略]	
		付 則	
		1 この規則は、令和3年1月1日から施行する。	
		2 練馬区が協力し、または協賛する事業(この規則の施行前に練馬区の協力または協賛名義の使用の承認を申請した事業に限る。)のため、施設等を利用する場合の使用料の減額については、この規則による改正後の練馬区立少年自然の家条例施行規則別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。	
別表第3（第8条関係）		別表第3（第8条関係）	
使用料を減額し、または免除することができる場合	減免額	使用料を減額し、または免除することができる場合	減免額
[略]	[略]	[略]	[略]
8 区が後援し、協力し、または協賛する事業で利用するとき。	5 割 減 額 (宿 泊 施 設 使 用 料 の減額は、一般に限る。)	8 区が後援する事業で利用するとき。	5 割 減 額 (宿 泊 施 設 使 用 料 の減額は、一般に限る。)
[略]		[略]	
[略]	[略]	[略]	[略]

練馬区後援名義等使用承認取扱要綱の主な改正事項

1 後援等の定義の改正

種類	現 行		種類	改正後
共催	主催者と共同して区が事業を執行すること		共催	主催者と共同して区が事業を執行すること
後援	主催者の行う事業を区の施策推進に有益と認め、 <u>援助すること</u>	➔	後援	主催者の行う事業を区の施策推進に有益と認めること
協力	主催者の行う事業に対し、 <u>賛同の意を表し、援助すること</u>		協賛	主催者の行う事業に対し、賛同の意を表すること
協賛	主催者の行う事業に対し、賛同の意を表すること			

2 区の援助内容の改正

種類	補助金の交付	区職員の派遣	区立施設の提供	その他の援助		種類	補助金の交付	区職員の派遣	区立施設の提供	その他の援助
共催	○	○	○	○	➔	共催	○	○	○	○
後援	○	○	○	○		後援	○	○	○	○
協力	<u>×</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>		協賛	×	×	<u>×</u>	○
協賛	×	×	<u>○</u>	○						

『区立施設の提供』とは、施設の無償提供、使用料の減額、普段貸し出していない場所（区立施設のロビー等）を提供することをいう。

『その他の援助』とは、当該事業を区報に掲載すること、当該事業のポスター、チラシ、パンフレット等を所管施設で掲示・配布すること等をいう。

令和2年11月19日
教育委員会事務局

練馬区後援名義等使用承認取扱要綱改正に伴う関連例規の改正について

練馬区後援名義等使用承認取扱要綱（昭和58年4月1日練総総発第513号）において規定している「共催」「後援」「協力」「協賛」名義について、「協力」名義を削除するほか、区が援助を行う事業については「後援」名義のみに限定されることに伴い、以下のとおり、施設使用料の減免に係る規定の整備が必要となったため、所要の改正を行う。

No.	所管課	件名	施行日
1	保健給食課	議案第52号 練馬区立少年自然の家条例施行規則の一部を改正する規則	令和3年1月1日
2	学校教育支援センター	議案第53号 練馬区立学校教育支援センター条例施行規則の一部を改正する規則	
3	子育て支援課	議案第54号 練馬区立学校設備使用条例施行規則の一部を改正する規則	
4	青少年課	議案第55号 練馬区立青少年館条例施行規則の一部を改正する規則	

議案第 5 3 号

練馬区立学校教育支援センター条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 2 年 1 1 月 1 9 日

提出者 教育長 河 口 浩

練馬区立学校教育支援センター条例施行規則の一部を改正する規則

このことについて、別紙のとおり改正するものとする。

練馬区立学校教育支援センター条例施行規則の一部を改正する規則

練馬区立学校教育支援センター条例施行規則（平成26年1月練馬区教育委員会規則第1号）の一部をつぎのように改正する。

第8条第1項第6号中「後援し、協力し、または協賛する」を「後援する」に改める。

付 則

- 1 この規則は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 練馬区が協力し、または協賛する事業（この規則の施行前に練馬区の協力または協賛名義の使用の承認を申請した事業に限る。）のため、施設等を利用する場合の使用料の減額については、この規則による改正後の練馬区立学校教育支援センター条例施行規則第8条第1項第6号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

練馬区立学校教育支援センター条例施行規則の一部を改正する規則

1 改正の理由

練馬区の後援名義等の使用承認事務の明確化等を図るため、練馬区後援名義等使用承認取扱要綱（昭和 58 年 4 月 1 日練総総発第 513 号）の一部を改正し、令和 3 年 1 月 1 日付けで施行されることとなった。

「共催」「後援」「協力」「協賛」名義について、「協力」名義を削除するほか、区が援助を行う事業については「後援」名義のみに限定されることに伴い、施設使用料の減免に係る規定の整備が必要となったため、所要の改正を行う。

2 改正の内容

使用料の 5 割減額を適用する規定について、「区が後援し、協力し、または協賛する事業で利用するとき。」を「区が後援する事業で利用するとき。」に改める。（第 8 条関係）

3 施行日

令和 3 年 1 月 1 日。ただし、練馬区が協力し、または協賛する事業（この規則の施行前に練馬区の協力または協賛名義の使用の承認を申請した事業に限る。）のため、施設等を利用する場合の使用料の減額については、この規則による改正後の練馬区立学校教育支援センター条例施行規則第 8 条第 1 項第 6 号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 新旧対照表

裏面のとおり

練馬区立学校教育支援センター条例施行規則新旧対照表（案）

現 行	改正案
<p>（使用料の減免）</p> <p>第 8 条 条例第 10 条の規定により使用料(駐車場の使用料を除く。)を減額し、または免除することができる場合は、つぎのとおりとする。</p> <p>～ [略]</p> <p><u>区が後援し、協力し、または協賛する事業で利用するとき。</u> 5 割減額</p> <p>～ [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>付 則 [略]</p>	<p>（使用料の減免）</p> <p>第 8 条 条例第 10 条の規定により使用料(駐車場の使用料を除く。)を減額し、または免除することができる場合は、つぎのとおりとする。</p> <p>～ [略]</p> <p><u>区が後援する事業で利用するとき。</u> 5 割減額</p> <p>～ [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>付 則 [略]</p> <p><u>付 則</u></p> <p>1 <u>この規則は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。</u></p> <p>2 <u>練馬区が協力し、または協賛する事業(この規則の施行前に練馬区の協力または協賛名義の使用の承認を申請した事業に限る。)のため、施設等を利用する場合の使用料の減額については、この規則による改正後の練馬区立学校教育支援センター条例施行規則第 8 条第 1 項第 6 号の規定にかかわらず、なお従前の例による。</u></p>

議案第 5 4 号

練馬区立学校設備使用条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 2 年 1 1 月 1 9 日

提出者 教育長 河 口 浩

練馬区立学校設備使用条例施行規則の一部を改正する規則

このことについて、別紙のとおり改正するものとする。

練馬区立学校設備使用条例施行規則の一部を改正する規則

練馬区立学校設備使用条例施行規則（昭和56年9月練馬区教育委員会規則第6号）の一部をつぎのように改正する。

別表中「後援し、協力し、または協賛する」を「後援する」に改める。

付 則

- 1 この規則は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 練馬区が協力し、または協賛する事業（この規則の施行前に練馬区の協力または協賛名義の使用の承認を申請した事業に限る。）のため、施設等を利用する場合の使用料の減額については、この規則による改正後の練馬区立学校設備使用条例施行規則別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

練馬区立学校設備使用条例施行規則の一部を改正する規則

1 改正の理由

練馬区の後援名義等の使用承認事務の明確化等を図るため、練馬区後援名義等使用承認取扱要綱(昭和 58 年 4 月 1 日練総総発第 513 号)の一部を改正し、令和 3 年 1 月 1 日付けで施行されることとなった。

「共催」「後援」「協力」「協賛」名義について、「協力」名義を削除するほか、区が援助を行う事業については「後援」名義のみに限定されることに伴い、施設使用料の減免に係る規定の整備が必要となったため、所要の改正を行う。

2 改正の内容

使用料の 5 割減額を適用する規定について、「区が後援し、協力し、または協賛する事業で利用するとき。」を「区が後援する事業で利用するとき。」に改める。(別表関係)

3 施行日

令和 3 年 1 月 1 日。ただし、練馬区が協力し、または協賛する事業(この規則の施行前に練馬区の協力または協賛名義の使用の承認を申請した事業に限る。)のため、施設等を利用する場合の使用料の減額については、この規則による改正後の練馬区立学校設備使用条例施行規則別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 新旧対照表

裏面のとおり

練馬区立学校設備使用条例施行規則新旧対照表（案）

現 行		改正案	
本 則 [略]		本 則 [略]	
付 則 [略]		付 則 [略]	
		付 則	
		1 この規則は、令和3年1月1日から施行する。	
		2 練馬区が協力し、または協賛する事業(この規則の施行前に練馬区の協力または協賛名義の使用の承認を申請した事業に限る。)のため、施設等を利用する場合の使用料の減額については、この規則による改正後の練馬区立学校設備使用条例施行規則別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。	
別表（第8条関係）		別表（第8条関係）	
使用料を減額し、または免除することができる場合	減免額	使用料を減額し、または免除することができる場合	減免額
[略]	[略]	[略]	[略]
8 区が後援し、協力し、または協賛する事業で利用するとき。	5 割減額	8 区が後援する事業で利用するとき。	5 割減額
[略]		[略]	
[略]	[略]	[略]	[略]

議案第 5 5 号

練馬区立青少年館条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 2 年 1 1 月 1 9 日

提出者 教育長 河 口 浩

練馬区立青少年館条例施行規則の一部を改正する規則

このことについて、別紙のとおり改正するものとする。

練馬区立青少年館条例施行規則の一部を改正する規則

練馬区立青少年館条例施行規則（昭和45年1月練馬区教育委員会規則第2号）の一部をつぎのように改正する。

別表第2中「後援し、協力し、または協賛する」を「後援する」に改める。

付 則

- 1 この規則は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 練馬区が協力し、または協賛する事業（この規則の施行前に練馬区の協力または協賛名義の使用の承認を申請した事業に限る。）のため、施設を利用する場合の使用料の減額については、この規則による改正後の練馬区立青少年館条例施行規則別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

練馬区立青少年館条例施行規則の一部を改正する規則

1 改正の理由

練馬区の後援名義等の使用承認事務の明確化等を図るため、練馬区後援名義等使用承認取扱要綱(昭和 58 年 4 月 1 日練総総発第 513 号)の一部を改正し、令和 3 年 1 月 1 日付けで施行されることとなった。

「共催」「後援」「協力」「協賛」名義について、「協力」名義を削除するほか、区が援助を行う事業については「後援」名義のみに限定されることに伴い、施設使用料の減免に係る規定の整備が必要となったため、所要の改正を行う。

2 改正の内容

使用料の 5 割減額を適用する規定について、「区が後援し、協力し、または協賛する事業で利用するとき。」を「区が後援する事業で利用するとき。」に改める。(別表関係)

3 施行日

令和 3 年 1 月 1 日。ただし、練馬区が協力し、または協賛する事業(この規則の施行前に練馬区の協力または協賛名義の使用の承認を申請した事業に限る。)のため、施設を利用する場合の使用料の減額については、この規則による改正後の練馬区立青少年館条例施行規則別表第 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 新旧対照表

裏面のとおり

練馬区立青少年館条例施行規則新旧対照表（案）

現 行		改 正 案	
本 則 [略]		本 則 [略]	
付 則 [略]		付 則 [略]	
		付 則	
		1 この規則は、令和3年1月1日から施行する。	
		2 練馬区が協力し、または協賛する事業(この規則の施行前に練馬区の協力または協賛名義の使用の承認を申請した事業に限る。)のため、施設を利用する場合の使用料の減額については、この規則による改正後の練馬区立青少年館条例施行規則別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。	
別表第2（第9条関係）		別表第2（第9条関係）	
使用料を減額し、または免除することができる場合	減免額	使用料を減額し、または免除することができる場合	減免額
[略]	[略]	[略]	[略]
6 区が <u>後援し、協力し、または協賛する事業</u> で利用するとき。	5 割減額	6 区が <u>後援する事業</u> で利用するとき。	5 割減額
[略]		[略]	
[略]	[略]	[略]	[略]

議案第 56 号

区長の権限に属する事務の補助執行に関する協議について

上記の議案を提出する。

令和 2 年 11 月 19 日

提出者 教育長 河 口 浩

区長の権限に属する事務の補助執行に関する協議について

このことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、練馬区長より参考資料のとおり協議があったので、別紙のとおり回答する。

別 紙

区長の権限に属する事務の補助執行について

区長の権限に属する事務の補助執行について、当委員会として協議内容に同意します。



2 練総法第1010号

令和2年11月9日

練馬区教育委員会 殿

練馬区長 前川 耀男



区長の権限に属する事務の補助執行について（協議）

練馬区後援名義等使用承認取扱要綱（昭和58年4月1日練総総発第513号）の一部が改正され、令和3年1月1日に、練馬区の協力名義および練馬区長名義に係る規定が削除されることに伴い、後援名義等の使用に関する事務について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、下記のとおり教育委員会事務局職員に補助執行させる事務の内容を変更したいため、協議いたします。

記

1 教育委員会事務局職員に補助執行させる事務の変更内容

(1) 変更前

練馬区および練馬区長名の共催、後援、協力および協賛名義の使用に関する
こと（教育委員会事務局の分掌事務に関連したものに限る。）。

(2) 変更後

練馬区名の共催、後援および協賛名義の使用に関すること（教育委員会事務局の分掌事務に関連したものに限る。）。

2 実施予定日

令和3年1月1日

(担当)

練馬区総務部文書法務課文書法務担当係

内線5621～5623、5625

